

写

18町監第62号  
2018年7月6日

町田市議会議長 若林章喜様  
町田市長 石阪丈一様

町田市監査委員	高野克浩
同	古川健太郎
同	山下てつや
同	森本せいや

#### 2018年第1回定期監査の結果（その3）について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

## 2018年第1回定期監査結果報告書（その3）

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査  
なお、本監査は都市監査基準に準拠して実施した。

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部課

地域福祉部（福祉総務課、指導監査課、生活援護課、障がい福祉課及び町田市ひかり療育園）

※指導監査課は、2018年4月1日付け組織改正による新設である。

#### (2) 対象事務

2017年度（必要に応じて2016年度以前を含む。）に執行された収入、支出、契約及び財産管理事務

### 3 監査の目的

財務に関する事務について、関係法令等の定めるところに従って適正に執行されているか、また、効果的・効率的かつ経済的に行われているかを検証することを目的として実施した。

### 4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次表のとおり設定した。

#### ○収入事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 債権の金額及び発生時期の確定が不明確になるリスク	ア 調定は、その根拠となる法令、契約等に適合しているか
	イ 調定期間及び手続は適正か
	ウ 前年度収入未済額は確実に調定の繰越しがなされており、また、その期間は適正か
	エ 納入通知は適正に行われているか
(2) 不適正な債権管理が行われるリスク	ア 収入の消し込みは適正に行われているか
	イ 滞納状況と、その理由を明確に記録しているか
	ウ 督促、催告及び時効中断手続は適時適正に行われているか
	エ 不納欠損処理は適時適正に行われているか
	オ 収入事務受託者による収納手続は適正に行われているか

○支出事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不正・不要な支出が行われるリスク	ア 支出命令に係る事務は適正か
	イ 支払方法及び時期は適正か
	ウ 予算目的に反する支出はないか
(2) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク	ア 前渡金は適正に保管、管理されているか

○契約事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不適正な契約を行うことにより市に損害を与えるリスク	ア 明らかに市が不利となる契約となっていないか
	イ 予定価格は合理的な基準に基づき適正に設定されているか
	ウ 契約手続は適正か
(2) 契約における透明性、競争性が確保されないリスク	ア 業者選定は適正に行われているか
	イ 随意契約による場合、その理由は適正かつ合理的か、また、手続は適正か
(3) 契約が適正に履行されないリスク	ア 契約書・仕様書に基づき履行されているか
	イ 履行の確認は適時適正に行われているか

○財産管理事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 財務諸表の資産の正確性が確保できないリスク	ア 重要物品は適正に管理され、備品台帳と一致し実在しているか
	イ 重要物品の現況確認体制は確立しているか

5 監査の実施内容

関係書類の閲覧及び関係職員に対する質問、また、現金等の取扱いや重要物品について実査を行った。なお、監査の対象については、リスクの程度に応じ次表のとおり抽出し、内部統制の検証も併せて実施した。

## 福祉総務課

(単位:円)

収入事務	歳入科目	収入済額
	祭壇使用料	5,210,300

支出事務	契約件名又は歳出科目	
	成年後見制度推進機関業務委託	
	町田市葬祭事業業務委託	
	受験生チャレンジ支援業務委託	
臨時福祉給付金(経済対策分)支給事業に係る負担金補助及び交付金		

契約事務	契約件名	
	成年後見制度推進機関業務委託	
	町田市葬祭事業業務委託	
受験生チャレンジ支援業務委託		

## 生活援護課

(単位:円)

収入事務	歳入科目	収入済額
	弁償金	181,013,551
雑入/生活保護費過年度戻入金		6,388,027

支出事務	契約件名又は歳出科目	
	医療扶助・医療支援給付に伴う診療報酬明細書点検等業務委託	
	生活援護事業に係る扶助費(緊急援護費)	
	生活援護事業に係る扶助費(浮浪者旅費)	
	生活援護事業に係る貸付金(生活資金貸付金)	
	健全育成・自立促進事業に係る扶助費(自立促進支援事業)	
	生活保護事業に係る扶助費(緊急保護費)	
生活保護事業に係る扶助費(就労自立給付金)		

契約事務	契約件名	
	医療扶助・医療支援給付に伴う診療報酬明細書点検等業務委託	

## 障がい福祉課

(単位:円)

収入事務	歳入科目	収入済額
	雑入/講習会等参加費	471,250

支出事務	契約件名	
	障がい者支援センター運営業務委託(町田地域)	
	障がい者支援センター運営業務委託(南地域)	
	町田市障がい者就労・生活支援事業業務委託(「主に身体障がい、知的障がい」対象センター)	
町田市障がい者就労・生活支援事業業務委託(「主に精神障がい、発達障がい」対象センター)		

契約事務	契約件名		
	障がい者支援センター運営業務委託(町田地域)		
	障がい者支援センター運営業務委託(南地域)		
	町田市障がい者就労・生活支援事業業務委託(「主に身体障がい、知的障がい」対象センター)		
町田市障がい者就労・生活支援事業業務委託(「主に精神障がい、発達障がい」対象センター)			

財産管理 事務	重要物品(品名)	取得年度	取得価額	帳簿価額
	車両	2009	1,450,000	1

#### 町田市ひかり療育園

(単位:円)

収入事務	歳入科目	収入済額
	障がい者福祉施設使用料	120,231

支出事務	契約件名	
	ひかり療育園自動車運行業務委託	
	ひかり療育園自動車運行管理業務委託	
	ひかり療育園送迎用自動車(1号車)リース契約	
ひかり療育園送迎用自動車(2号車)リース契約		

契約事務	契約件名	
	ひかり療育園自動車運行業務委託	
	ひかり療育園自動車運行管理業務委託	
	ひかり療育園送迎用自動車(1号車)リース契約	
ひかり療育園送迎用自動車(2号車)リース契約		

財産管理 事務	重要物品(品名)	取得年度	取得価額	帳簿価額
	車イス調理台	1990	3,650,000	1

(注) 表中の金額は、2018年2月16日現在のものである。

## 6 監査の期間及び実施場所

2018年3月5日から6月27日まで町田市庁舎及び町田市ひかり療育園で監査を実施した。

## 7 監査の結果

監査を実施したところ、おおむね適正に事務が執行されていると認められた。しかし、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので以下に述べる。なお、都市監査基準第18条に基づき、対象部の長から弁明、見解等を聴取した。

## 福祉総務課

### <収入事務・契約事務>

#### 【指摘】祭壇使用料及び町田市葬祭事業業務委託契約について適正に処理すべきもの

町田市葬具使用条例第5条では、「使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、（中略）使用料を前納しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。」と定められている。また、町田市葬具使用条例施行規則第4条では、「条例第5条ただし書に規定する市長が必要と認めたときとは、使用する葬具に変更を生じるおそれがあり使用料の額を確定できないとき及び後納によらなければ支払が困難なときとする。」と定められている。

町田市葬祭事業業務委託契約に係る関係書類の閲覧を行ったところ、町田市葬祭事業業務委託仕様書7葬祭用具使用料の収納方法（3）では、「貸出した葬祭用具の撤収作業を行った後に葬祭用具の使用料を収納し」として、後納を前提に受託者と契約を締結していた。

主管部課によると、使用者の7割程度が葬儀当日に使用葬具に変更が生じ、また、葬儀後でないと使用料の支払ができないという相談も多いため、より現状に即した仕様を定めていたとのことだが、そのことをもって、後納を前提とした業務委託仕様を定める理由とはならない。ただし書の適用の可否については、本来個別の案件ごとに判断されるべきである。

主管部課は、町田市葬具使用条例及び町田市葬具使用条例施行規則にのっとり適正に処理すべきである。

### <契約事務>

#### 【意見】成年後見制度推進機関業務委託契約について適正に検査されたい

成年後見制度推進機関業務委託契約では、その業務委託仕様書で四半期ごとの実績（「業務委託報告書」）を提出することとし、契約代金の支払（部分払）は、実績報告に係る検査合格後に支払うこととしている。検査に関して、業務委託契約約款では、検査の請求を受けた日から10日以内に検査を完了しなければならないとしており、町田市契約事務規則で、課長は検査を行った結果、合格と認めたときは、検査が完了した旨を完了の届出書類に表示し、又は合格証を作成しなければならないと定められている。課長が行う検査方法については、契約事務の手引書によると、原則、契約の相手方から提出された完了又は一部完了の届出書類に検査を行った旨の表示として合格印を押印する（提出を求めることができない事情がある場合や提出させるにそぐわない契約は、合格証又は課長検査に関する台帳を作成する。）としている。

そこで関係書類の閲覧を行ったところ、第1四半期から第3四半期の各支出命令書に添付されている合格証は、いずれも業務委託報告書が提出される前の検査日となっていた。

主管部課によれば、年度末（3月）は3月31日を検査日とすることから、四半期ごとの検査日も末日に揃えるべきものと認識し、検査日の表記を処理していたとのことで

あった。

主管部課は、関係法令や町田市契約事務規則等にのっとり適正に検査されたい。

## 生活援護課

### <収入事務>

#### 【意見】弁償金の納入通知について適正に納期限を設定されたい

町田市会計事務規則第25条では、納入通知をする場合の納期限については、法令その他の定めがある場合を除くほか、調定の日から30日以内において適宜の納期限を定めるものとされている。

弁償金について、調定通知書、納入通知に係る起案書及び収納に関する台帳の閲覧を行ったところ、納期限が調定の日から30日を超えている事例が見受けられた。

主管部課は、町田市会計事務規則にのっとり納期限を設定されたい。

### <支出事務>

#### 【指摘】緊急援護費について適正に支給決定事務を行うべきもの

町田市緊急援護費支給要綱第4では、「援護費の支給を受けようとする者は、援護費支給申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。」と定められている。

また、同要綱第5第1項では、「市長は、第4に規定する申請があったときは、その内容を審査し、面接調査を行ったうえ、緊急援護費支給（不支給）決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。」と定められている。

緊急援護費の支給決定に係る関係書類の閲覧を行ったところ、緊急援護費の支給を受けようとする者から援護費支給申請書の提出を受けずに、システムから出力した相談記録に「緊急援護費支給申請書兼」のゴム印を押したものを申請書として扱っていた。また、支給決定に当たって、緊急援護費支給決定通知書を発行していなかった。

主管部課によれば、緊急援護費の支給に当たっては、その緊急性や支給の迅速性を鑑み、事務の簡略化を図るため、このような事務処理を行っていたとのことであった。

主管部課は、町田市緊急援護費支給要綱にのっとり適正に支給決定に係る事務を行うべきである。なお、緊急性や支給の迅速性の点から、事務の簡略化が必要であれば、要綱の見直しを検討しなければならない。

#### 【意見】緊急保護費の前渡金について適正に精算されたい

町田市会計事務規則第77条第3項第1号では、常時必要とする経費に係る前渡金については、「資金前渡受者は、毎月分を計算し、翌月5日までに精算決議兼命令書を作成すること。」と定められている。

緊急保護費の前渡金に係る精算決議兼命令書の閲覧を行ったところ、2017年度においては、9月分を除く全ての月で翌月5日を過ぎてから精算を行っていた。

主管部課は、町田市会計事務規則にのっとり適正に前渡金を精算されたい。